



KAWASAKI CITY

# 環境アセスメントに関する 縦覧等のお知らせ

平成21年12月4日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき「(仮称)ゼファー川崎小田栄マンション計画」に係る事後調査報告書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目29番9号 ゼファー日本橋ビル 株式会社ゼファー 代表取締役社長 飯岡 隆夫</li> <li>神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号 ナイス株式会社 代表取締役社長 平田 恒一郎</li> </ul>
	指定開発行為の名称	(仮称)ゼファー川崎小田栄マンション計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設(第2種行為) 大規模建築物の新設(第2種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区小田栄二丁目3番60 区域面積:16,855.44㎡
	指定開発行為の目的	分譲共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	計画戸数:533戸、計画人口:1,599人、最高高さ:63.9m 建築面積(合計):6,310.47㎡、延べ面積:78,962.76㎡
	環境影響評価の手続経過	平成16年4月26日 条例環境影響評価準備書公告 平成16年9月24日 条例環境影響評価審査書公告 平成16年10月7日 条例環境影響評価書公告
	事後調査の項目等	緑(緑の質)、風害
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成21年12月4日(金)から 平成22年1月4日(月)まで 土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所田島支所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し意見書を提出することができます。</li> <li>提出された意見書は個人情報を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。</li> </ul> <b>【意見書の提出】</b> 提出期限:平成22年1月4日(月) (郵送の場合は、平成22年1月4日消印有効) 提出先:川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2156 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm</a>